

答申第 906 号

諮問第 1595 号

件名：記者発表資料の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 18 年 3 月 16 日付け記者発表資料」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の役職、裁判所の判決内容及び過去に他の行政機関から行政処分を受けたが、処分を受けてから 5 年が経過しており、かつ当該行政機関において、処分情報の公開期間が終了している法人に関する情報（以下「他行政機関の行政処分に関する情報」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 8 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 11 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件一部開示決定（一部不開示決定）は、不開示の理由がないにもかかわらず、不開示としたもので違法な処分であるから取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 平成 31 年 3 月 22 日付け反論書

a 他行政機関の行政処分に関する情報は、すでに、記者会見された公知の事実であり、秘匿性はない。

すなわち、平成 18 年 3 月 15 日付けの行政処分を同月 16 日付けで公表した記者会見資料であれば、本来不開示となる部分は存在しないものであるし（争いのない事実）、記者会見資料であれば、翌日のマスコミで報道されており、報道記録も残っているはずで、公知性がある。新聞に掲載されている情報を隠すのは不合理である。

b 処分庁は、本件行政文書は、いずれも、条例第 7 条各号の不開示事由に該当するものがあると弁明しているが、失当である。

(a) 法人における役職は登記事項であり、個人情報の中の非開示情報には該当しない。

(b) 名古屋簡易裁判所の判決内容は、その全てが個人情報ではなく、その全てを非開示とすべきではない。

(c) 甲社は、A 市で起きた大規模不法投棄事件で不法投棄現場に持ち込まれた産業廃棄物の排出事業者であり、産業廃棄物を委託基準に違反して違法に委託したとして処分された業者である。

A 市は、甲社ほか 7 社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条第 6 項の規定に違反して産業廃棄物の処分を委託したとして、法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法第 5 条の規定に基づき、納付命令を発出しており、このことは、A 市のウェブページに、いまでも、掲載されている公知の事実である。

このような処理業者が秘匿によって保護されるのは不合理である。

(d) 乙社は、代表者を変更した。

(e) 許可の取消

- ・ B 市は、甲社の産業廃棄物収集運搬業と処分業及び処理施設設置の許可を取り消した。

- ・ C 市と愛知県は、甲社の廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

- ・ 愛知県は、平成 18 年 3 月 15 日、乙社の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可を取り消した。

(f) 許可の取消事由は、乙社の代表者が甲社の役員であるところ、甲社の産業廃棄物収集運搬業と処分業及び処理施設設置の許可が取り消されたためであると思慮される。

(g) 乙社廃棄物最処分場跡地は、法の対象ではない廃棄物が埋まっている土地であるとして、法に基づく埋立の終了及び処理施設の廃止の手続きをとらせずに放置しているが、これは、行政の怠慢である。これを問議するための情報を秘匿するのは、担当職員の責任逃れのための隠匿工作でしかない。

(イ) 令和元年 5 月 10 日付け反論書

a 条例に基づく情報を非開示とするについては、情報公開制度が公正で民主的な県政を推進していく上での基礎となるものであること、県の保有する情報を広く県民に公開していくことは、県がその諸活動を県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を増進していく上で不可欠なものであること、県の保有する行政文書の開示を請求する権利は県民の知る権利であること、情報の提供に関する施策の充実を図り、透

明性の高い、開かれた県政を実現するためのものであることを念頭に置くべきであり、杓子定規な文理解釈で非開示を横行させるのは、誤った対応である。

- b 実施機関は、本件情報は「5年が経過しており、かつ、当該行政機関において、処分情報の公開期間が終了している法人に関する情報」に該当するとしているが、非開示の理由は成り立たない。本件情報は、D市において、現在進行形の廃棄物処分場に関連する情報であり、まさに、生きた情報であって、過去のこととしてお蔵入りさせるような情報ではない。
- c 愛知県は、平成18年3月15日、乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消した。本件行政文書は、前記取消処分を同月16日付けで公表した記者会見資料である。翌日の新聞には、本件資料に基づく報道記事が残っているものと思慮される。
- d 愛知県が甲社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消したのは、甲社の取締役が代表取締役と共謀のうえ、法違反に処せられたからである。

法は、不正行為をするおそれのある業者の許可を取り消すこととしているが、その経緯は、かつての届出制のもとでは、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が横行し、住民の命の飲み水である水源地や生活環境が汚染される事態が頻発し、全国的な産業廃棄物処理施設の反対運動が起きたことから、許可制に改めるとともに、都道府県知事の監督権限を強化し、違法行為のあった処理業者の許可を取り消すものとし、また、法違反で処罰された者が役員をしている別会社の廃棄物処理業者の許可も取り消すものとしているからである（連鎖取消）。
- e 愛知県が乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消した理由は、甲社の役員が乙社の役員であったためである。
- f 愛知県が乙社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を取り消したことにより、同社がD市において操業していた産業廃棄物処理施設も操業停止となり、爾来、塩漬けのままであり、現地では、跡地の利用をめぐる大きな社会問題となっている。不適正なまま放置されることは、風評被害のおそれもあり、汚水処理施設もさびついたまま放置され、誰がどのように責任をとるのが社会問題となっている。
- g 愛知県は、許可を取り消しただけで、事後処理については関知しないとの態度であるが、本件情報の秘匿は、愛知県の監督責任を問

題にされることを隠蔽するための非開示であると思慮され、行政の責任逃れの為の隠蔽でしかない。

(ウ) 令和元年 5 月 22 日付け反論書

a 愛知県は、平成 18 年 3 月 15 日、乙社の①産業廃棄物処理業の許可と②産業廃棄物処理施設の許可を取り消した。本件行政文書は、前記取消処分を同月 16 日付けで公表した記者会見資料である。

b 甲社の産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可が取り消されたのは、甲社の取締役が代表取締役と共謀のうえ、法違反に処せられたからである。

法は、連鎖取消の規定により、不正行為をするおそれのある業者の許可を取り消すこととしている。

c 甲社監査役は、乙社の取締役であったので、連鎖取消の規定により、愛知県は、乙社の産業廃棄物処理業の許可と産業廃棄物処理施設の許可を取り消したものである。

d 本件情報は、上記事実を記者会見した資料である。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

一番知りたいのは、D 市にある産業廃棄物処分場の取消事由である。

この処分場は、愛知県の許可が取り消されて、途中で中断してしまった。何でこの許可が取り消されたのかというのが一番関心のあるところである。

乙社の役員が、甲社の役員になったために、連鎖取消の規定で取り消されたというところまでは分かっている。

甲社が無許可の業者に産廃を委託していたということで取り消されたということらしいということは分かっている。

反論書の中では名前を書いたが、もう 1 人いて、この両名の関係で連鎖取消になったのか、どちらかというのは私の方では分からない。そういうところをはっきりさせたいと思う。

その理由は、本来であれば産業廃棄物の処分場は、埋立ても終了して、その後 10 年から 15 年の期間を経て廃止という手続に至る。その間、汚水の処理をちゃんと監視して、周辺にも汚水が漏れていないか、そういうことをずっと監視している、管理していくわけだが、この件は中断されてしまったため、全くの放りっ放しになってしまった。その乙社が倒産してしまった。誰が責任をとるべきなのかということが問題である。

誰か役員を兼ねたことで取り消されたのかということに一つその糸口があるのではないかと私は思っている。

現在この処分場を、別の産廃業者が買い取ってここをきれいにするからもっと大規模な処分場を作らせてくれということを愛知県に言っている。

ところが、住民としては、この処分場だけでも問題だったのに、そんな大規模なものができる、さらに将来被害が増えるかもしれないということで大変心配しており、D市も、市長が交代し、反対派の方が市長に就いているので、ここの処分場そのものには反対の意思を表明している。

愛知県の許可の取消しで中断してしまった処分場、これをクリーンにすべき責任は誰にあるのかというところを解明したいというふうに思っている。

愛知県は乙社に対して許可の取消しをするまでに何度か指導している。その指導というのは、あくまで指示である。法的には行政指導になると思うが、ここから出てくる汚水が問題になっているので、きちんと排水基準に適合するようにというふうな指示を何度も何度も出している。県もある程度、この業者は問題だということを承知していたわけで、突然取り消して、そのまま知らないというのではどうも済まないのではないかと思っている。

そういう意味で、実施機関は、個人情報だと言っており、過去の事実だと言っているが、まさに現在進行形の事件で、誰にその責任をとってもらうのかという点を明確にしていくという点で、ぜひ公開してほしい情報だと思っている。

他の関係の情報は、その関係でどの程度廃棄物が埋まっているか、原状回復するのにどれぐらい必要か、いろいろな関係があつて情報公開をしたが、そこら辺のところはしかるべき御判断をいただければいいと思うが、一番ポイントとしたいのは、この許可の取消しがなぜ取り消されたのかということである。

インカメラの規定があるので、委員の先生にはぜひインカメラで見えていただいて、それが本当に秘匿に値するかどうかを御判断いただきたいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、乙社に対して平成18年3月15日付けで行った産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設に対する行政処分（許可取消し）に係る記者発表資料である。

愛知県産業廃棄物等不適正処理に係る行政処分要綱（平成14年4月1日施行。以下「要綱」という。）第8において、法に基づく行政処分を行ったときは、原則、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとしている。

本件行政文書は、乙社が法第15条の3第1項第1号及び第9条の2の2

第1項第1号に規定する産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可の取消事由に該当するに至ったため、平成18年3月15日付けで知事が当該許可の取消し（以下「本件処分」という。）を行ったことを、要綱第8の規定に基づき同月16日付けで公表したものである。

なお、公表の方法としては、記者発表資料の配布及び同資料の愛知県のウェブページへの掲載としている。

本件行政文書には、記者発表の日付、記者発表を行った担当課に関する情報、表題、乙社に関する情報、処分の内容、処分理由等が記載されている。

そのうち、不開示とした部分は、処分理由のうち、個人の役職、裁判所の判決内容及び他行政機関の行政処分に関する情報である。

なお、本件行政文書は、平成18年3月15日付けの行政処分を同月16日付けで公表した記者発表資料である。記者発表資料は、公表当時は公にされていたものであり、本来不開示となる部分はないが、公表から請求日までに12年以上が経過していることから、本件処分に条例第7条各号の不開示情報に該当する部分がある場合は、不開示とし得るものである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 個人の役職について

本件行政文書の不開示部分のうち個人の役職は、本件処分時点において、乙社及び条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした他行政機関の行政処分に関する情報のうち行政処分を受けた法人（以下「本件不開示法人」という。）の双方に所属していた個人の役職であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）である。よって、個人の役職は、条例第7条第2号本文に該当する。

本件処分については、本件不開示法人が知事以外の特定の他の行政機関（以下「他行政機関」という。）から法第14条の3の2第1項第4号に該当するとして産業廃棄物処理業の許可を取り消されたところ、乙社の役員又は使用人に本件不開示法人の役員を兼ねる者がいたことから、その者が法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条第5項第2号ニのうち同号イに係る部分に該当することになり、法第15条の3第1項第1号の規定により産業廃棄物処理施設の許可を取り消したものである。同様に、本件処分業者の役員又は使用人に本件不開示法人の役員を兼ねる者がいたことから、法第7条第5項第4号リのうち同号ニに係る部分に該当することになり、法第9条の2の2第1項第1号の規定により一般廃棄物処理施設の許可も取り消したものである。

法人の役員の氏名は登記され、公にされているものであるが、乙社の役員又は使用人のうちどの役職の者が他行政機関から行政処分を受けた

本件不開示法人の役員などの役職を兼務していたかについては、公表してから本件開示請求までに12年以上が経過していることから、法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、個人の役職は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、「個人の役職」の個人は公務員等ではないため、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、個人の役職は、条例第7条第2号に該当する。

イ 裁判所の判決内容について

本件行政文書の不開示部分のうち裁判所の判決内容は、本件不開示法人に所属していた個人に対し、名古屋簡易裁判所から下された判決内容であり、個人の人格と密接に関連した情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、裁判所の判決内容は、条例第7条第2号本文に該当する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条第1項において、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができるものと規定されているものの、同項ただし書において訴訟記録の保存等に支障のあるときはこの限りでないと規定され、同条第2項において弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録等は訴訟関係人等でなければ閲覧することができないと規定されている。よって、裁判所の判決内容は、法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロからニまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、裁判所の判決内容は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書の不開示部分のうち他行政機関の行政処分に関する情報には、他行政機関の名称、他行政機関から行政処分を受けた年月日及び本件不開示法人の名称が記載されている。

産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について定める法第14条第5項第2号によれば、同号イにおいて準用する法第7条第5項第4号ハにおいて、都道府県知事は法の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者について産業廃棄物処理業の許可をしてはならないと規定している。本件不開示法人に対する行政処分は、本件不開示法人の役員が当該欠格要件に該当するに至ったため、法第14条第5項第2号イに該当することにより、本件不開示法人が同号ニに該当することになり、法第

14条の3の2第1項第4号の規定により他行政機関から行われたものであるが、当該欠格要件の規定によると、該当の罰金刑の執行後5年を経過した者は、当該欠格要件に該当しないこととなり、当該者が役員であっても許可を得ることができる。よって、本件不開示法人が過去に行政処分を受けたことは、本件不開示法人の社会的評価を不当に損ね、本件不開示法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、他行政機関に確認したところ、他行政機関では行政処分の情報の公表期間を5年としていることから、本件開示請求時点において、本件不開示法人に対する行政処分の情報の公表期間は既に終了している。

あわせて、環境省は、産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報と題するウェブページにおいて、全ての自治体による産業廃棄物処理業の許可取消し及び産業廃棄物処理施設の許可取消しについて、処分年月日、処分行政機関並びに被処分者の氏名又は名称及び許可番号を公表しているが、この公表期間も過去5年間となっており、同様に公表期間が終了している。

以上により、他行政機関の行政処分に関する情報は、本件開示請求時点において、法の規定に基づく欠格要件に該当する期間も過ぎており、欠格要件に該当していた者が役員であったことを公にすることは、本件不開示法人の社会的評価を不当に損ね、本件不開示法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第7条第3号イに該当する。

よって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第7条第3号に該当する。

なお、本件不開示法人の名称は不開示としたが、乙社の名称等について不開示としなかったのは、平成18年3月15日に本件処分を行った後、廃棄物の埋立処分を行っていた処分場の管理について、乙社に対し、生活環境の保全上の支障が生じないように適切に管理するよう継続的に行政指導しているにもかかわらず、乙社が当該行政指導に応じず、当該処分場の稼働が長期に渡って停止していることが周辺住民には周知の事実であり、乙社の名称を公にしても、乙社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断したためである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件処分に係る平成17年度の記者発表資料であり、その記載内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、個人の役職及び裁判所の判決内容を条例第7条第2号に、他行政機関の行政処分に関する情報を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の役職及び裁判所の判決内容が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

当審査会において実施機関が裁判所の判決内容として不開示とした部分を見分したところ、当該部分には、本件不開示法人の名称及び特定の役員の役職並びに当該役員が名古屋簡易裁判所から受けた判決年月日及び刑罰の内容が記載されていることが認められた。当該部分のうち、本件不開示法人の名称及び特定の役員の役職は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、当該部分のうち、当該役員が名古屋簡易裁判所から受けた判決年月日及び刑罰の内容は、個人の刑罰に関する情報であって、本件不開示法人の関係者等であれば、本件行政文書のうち、開示されている罪名、刑罰に至る経緯、管轄の裁判所名等と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

ウ 実施機関によれば、本件行政文書は本件処分を行ったことについての記者発表資料であり、本件処分に関する他行政機関の行政処分に関する情報についても実施機関が公表していたとのことである。

確かに、記者発表資料は、報道機関に対し県政情報を積極的に提供す

るための資料であり、その発表内容は、さらに報道機関から広く一般に知らされていくものと考えられる。

しかしながら、本件処分に関わる個人情報が一たび記者発表を通して新聞等に報道され一般的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、本件処分については、公表から本件一部開示決定時点までに12年以上が経過しており、当該記者発表資料に記載された個人情報も公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていることから、当該記者発表資料に記載された個人情報は条例第7条第2号ただし書イには該当しないというべきである。

審査請求人は、法人における役職は登記事項であり、非開示情報には該当しない旨主張している。

確かに、法人における役職は登記事項であり、本件不開示法人の名称が明らかになっていた記者発表当時においては、乙社と本件不開示法人との登記事項を見比べることによって、どの役員が双方の法人の役員を兼職していたのかが明らかであったと認められる。しかし、記者発表から相当の期間が経過している本件一部開示決定時点においては、本件不開示法人の名称は公ではないため、本件不開示法人の登記事項を調査することはできず、また、乙社の登記事項を調査したとしても、乙社の役員が他社の役員を兼務していることまで登記されているものではないことから、もはや乙社の役員のうち、どの役職の役員が本件不開示法人の役員を兼職していたかが明らかになるものではなく、個人の役職は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は、裁判所の判決内容は、その全てが個人情報ではなく、その全てを非開示とすべきではない旨主張している。

訴訟記録については、刑事訴訟法第53条第1項において、何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができると規定されているものの、同項ただし書には、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときはこの限りでないとして規定されている。

また、同条第2項では、弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、同条第1項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、閲覧することができないと規定されている。

このように、訴訟記録の閲覧は、あらゆる場面に認められているものではなく、受訴裁判所等の具体的判断の下に実施されているものであることから、訴訟記録に記載された情報が直ちに同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

個人の役職及び裁判所の判決内容における個人は公務員ではないことから、個人の役職及び裁判所の判決内容は、同号ただし書ハに該当せず、

また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の役職及び裁判所の判決内容は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、他行政機関の行政処分に関する情報が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、法は産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について、都道府県知事は法の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者について産業廃棄物処理業の許可をしてはならないと規定しているところ、本件不開示法人に対する行政処分は、本件不開示法人の役員が当該欠格要件に該当するに至ったため、他行政機関から行われたものであるが、当該欠格要件の規定によると、該当の罰金刑の執行後 5 年を経過した者は、当該欠格要件に該当しないこととなり、当該者が役員であっても許可を得ることができるとのことである。

そして、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、欠格要件に該当している 5 年間については、環境省からの通知により、産業廃棄物の排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるようにする等のため、行政処分を行った場合には、各処分権者においてその内容について公表することが一般的であるとのことであった。

実施機関によれば、他行政機関に確認したところ、他行政機関においても行政処分の情報の公表期間を 5 年としていることから、本件開示請求時点において、本件不開示法人に対する行政処分の情報の公表期間は既に終了しているとのことである。

前記(3)ウのとおり、本件行政文書は本件処分に係る平成 17 年度の記者発表資料であり、他行政機関の行政処分に関する情報についても実施機関が公表していたものであるが、前述のとおり、他行政機関の行政処分に関する情報は、既に当該行政処分に関する欠格期間が経過しており、公表期間も終了していることから、条例に基づく開示請求の都度、他行

政機関の行政処分に関する情報が公にされることによって、いわゆる風評被害が発生するなど、本件不開示法人に対する社会的信用が低下し、取引関係や人材確保等の面において競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、他行政機関の行政処分に関する情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 2. 21	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 3. 29	審査請求人からの平成31年3月22日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 14	審査請求人からの令和元年5月10日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 27	審査請求人からの令和元年5月22日付け反論書の写しを実施機関から受理
1. 5. 28 (第574回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1. 6. 27 (第575回審査会)	審議
1. 7. 29	答申